

広報

お知らせ版

2015.1.15 no.1065

山田町役場 TEL82-3111 町のホームページアドレス <http://www.town.yamada.iwate.jp/>

平成27年採用予定の町職員を募集します。

▽試験日 2月15日(日)
▽時間 午前9時半受け付け・10時試験開始
▽試験場所 山田町役場
▽職種と採用予定人数
　　▼土木技師：1人程度
　　▼文化財調査員：1人程度
▽受験資格
　　▼土木技師：
　　昭和44年4月2日以後に生まれた人で、土木の専門課程を修得している人（ことし3月末までに修了）

得見込みを含む) ▼文化財調査員：昭和54年4月2日以降に生まれた人で、埋蔵文化に関する知識、経験を有する人

▽受付期間 1月15日～1月30日
▽受付時間 午前8時半～午後5時15分（土・日曜日を除く）
※郵便による申し込みの場合も1月30日午後5時15分必着

◆申込先・問い合わせ 山田町役場総務課行政係（〒028-1392番20号☎821-3111内線411）へどうぞ。

町職員を募集します

町は、破産者NPO法人大雪りばあねつと破産管財人と株式会社オールブリッジに対し、民法第646条に基づき「御藏の湯」建物とその中に設置された動産の引き渡し、予備的に建物を撤去しての土地明け渡しを求めていました。平成25年第4回議会定例会で所有権確認及び建物収去土

地明渡請求事件として議決、平成26年1月21日盛岡地方裁判所に訴状提出、受理されました。その後、6回の審理、協議を経て和解条項がまとまりました。平成26年第4回議会定例会で和解することについて審議され、和解の内容は訴えの趣旨に合致し、町にとって著しく不利益なものではない、また、裁判の長

で和解が成立しました。
和解の主な内容は、「建物とその中に設置された一部動産は町に所有権があり、平成27年2月10日限り、これらを町に引き渡す。また、建物の内部又は周辺にある本件一部動産以外の動産は破産管財人が第三者に売却することに異議がない」というものであります。

住宅を購入した人対象 「すまい給付金」ご存知ですか

国土交通省では、消費税率の8%への引き上げ後に住宅を購入した人、これから購入する人の負担軽減のために「すまい給付金」を実施しています。

▷対象者 ▶消費税率の引き上げ後に住宅を取得し、登記上の持分を保有するとともにその住宅に自分で

居住する人▶年収が510万円以下である人
※中古住宅（個人間売買を除く）を購入した人も対象となります。

- ▷給付額 年収に応じて最大30万円
- ▷申請期間 住宅の引き渡しから1年以内
- ※申請方法など詳しくはお問い合わせください。
- ◆問い合わせ 国土交通省すまい給付金事務局（午前9時～午後5時☎0570-064-186）へどうぞ。

御藏の湯 建物明渡等請求事件

平成26年12月18日に和解

期化を回避するため早期解決を図るとして議決されました。これにより平成26年12月18日盛岡地方裁判所